

平成 23 年度における行政不服審査法等の 施行状況に関する調査結果（ポイント）

本調査は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的としています。

平成 23 年度における施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・国の行政機関
- ・47都道府県及びすべての市区町村

○ 対象期間

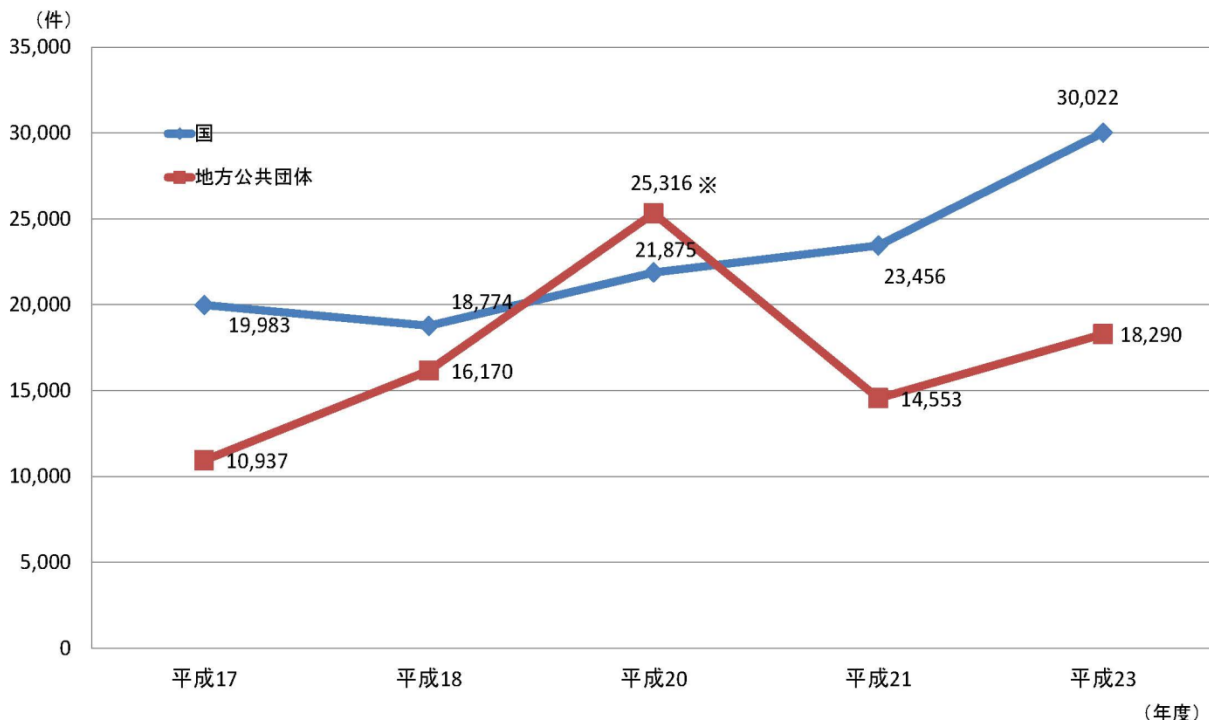
平成23年4月1日から24年3月31日までの状況について、平成24年3月31日現在で調査

1 行政不服審査法に基づく不服申立件数

(1) 不服申立件数

平成 23 年度における行政不服審査法に基づく不服申立件数は、国に対するものは 30,022 件、地方公共団体に対するものは 18,290 件となっている。前回調査（平成 21 年度）に比べると、国に対しては 6,566 件（異議申立て 1,235 件、審査請求 4,489 件、再審査請求 842 件）、地方公共団体に対しては 3,737 件（異議申立て 4,467 件、再審査請求 20 件）、それぞれ増加している。

不服申立件数の推移



(※) 平成 20 年度には、同年 4 月に開始された後期高齢者医療制度に係る不服申立て（高齢者の医療の確保に関する法律関係）が多数（1 万件超）あった。

(2) 不服申立件数の主な増減項目

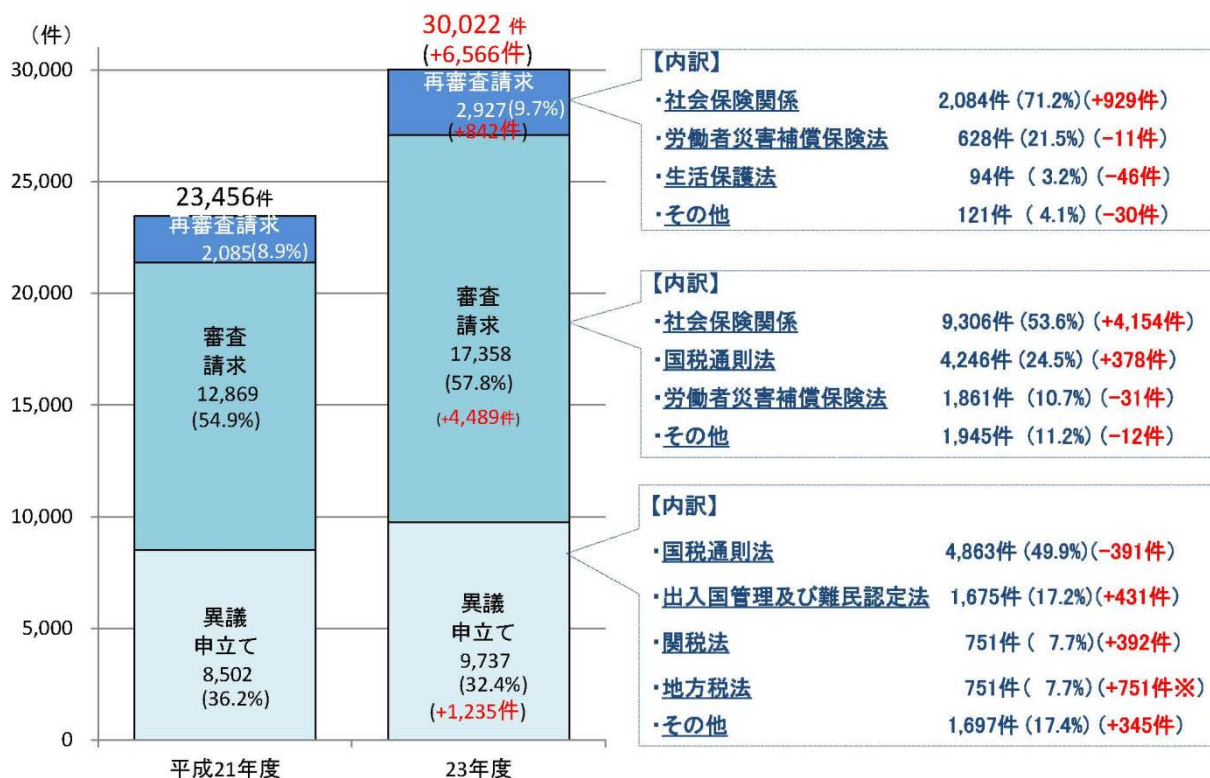
ア 国

前回調査（平成 21 年度）に比べると、今回調査（平成 23 年度）は、

- ・ 審査請求及び再審査請求については社会保険関係（注 1）が大幅に増加している（審査請求：5,152 件→9,306 件、再審査請求：1,155 件→2,084 件）。
- ・ 異議申立てについては出入国管理及び難民認定法関係（1,237 件→1,675 件）などが増加している。

（注 1） 「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう。

種類別不服申立件数（国）



（注）「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう。

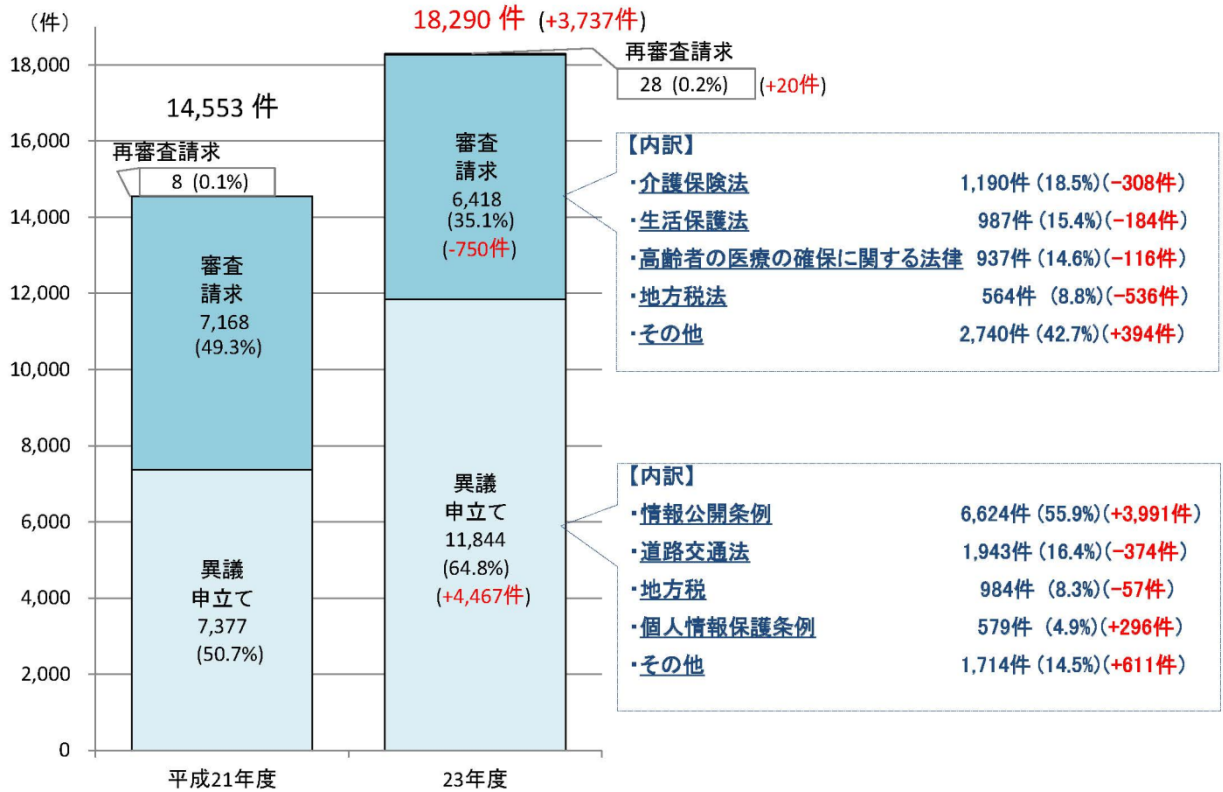
（※）地方消費税のうち、地方税法上、「国が消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行う」とされているもの。過去の調査では国税通則法のみで計上。

イ 地方公共団体

前回調査（平成 21 年度）に比べると、今回調査（平成 23 年度）は、

- ・ 審査請求については地方税法関係（1,100 件→564 件）をはじめ減少している。
- ・ 異議申立てについて情報公開条例関係が大幅に増加している（2,633 件→6,624 件）。これは、特定の団体において、情報公開条例に係る多数の異議申立てがあったことが影響している。

種別別不服申立件数（地方公共団体）



2 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理内容・処理期間（注2）（注3）

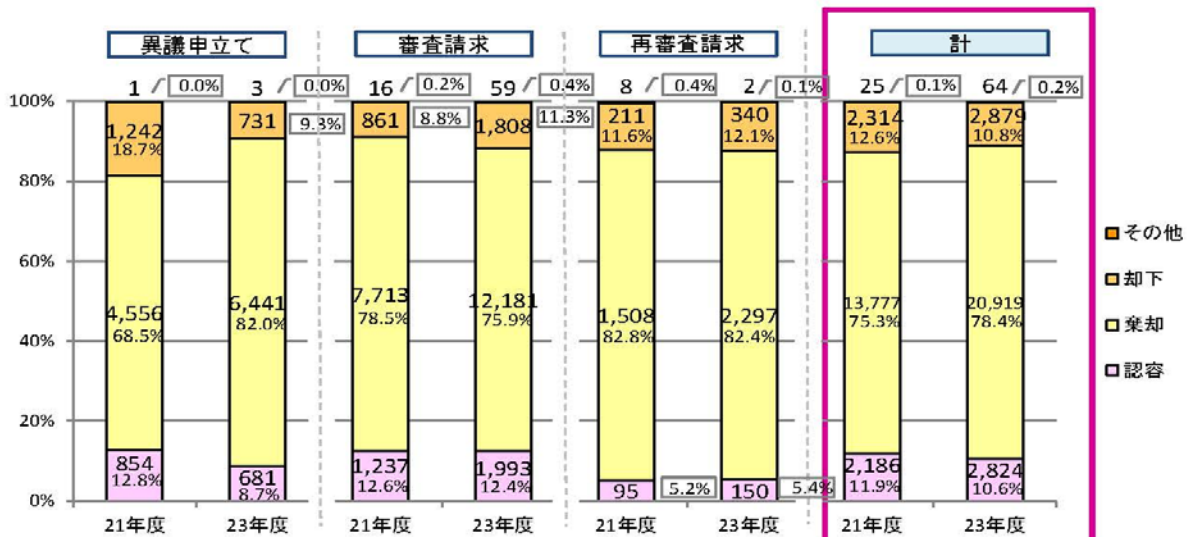
(1) 処理内容

ア 国

前回調査（平成21年度）に比べると、今回調査（平成23年度）は、

- ・ 棄却の割合が増加、却下が減少となっている（棄却：75.3%→78.4%、却下：12.6%→10.8%）。
- ・ 認容の割合については、11.9%から10.6%へと減少しており、平成17年度調査(15.3%)以降、減少傾向にある。

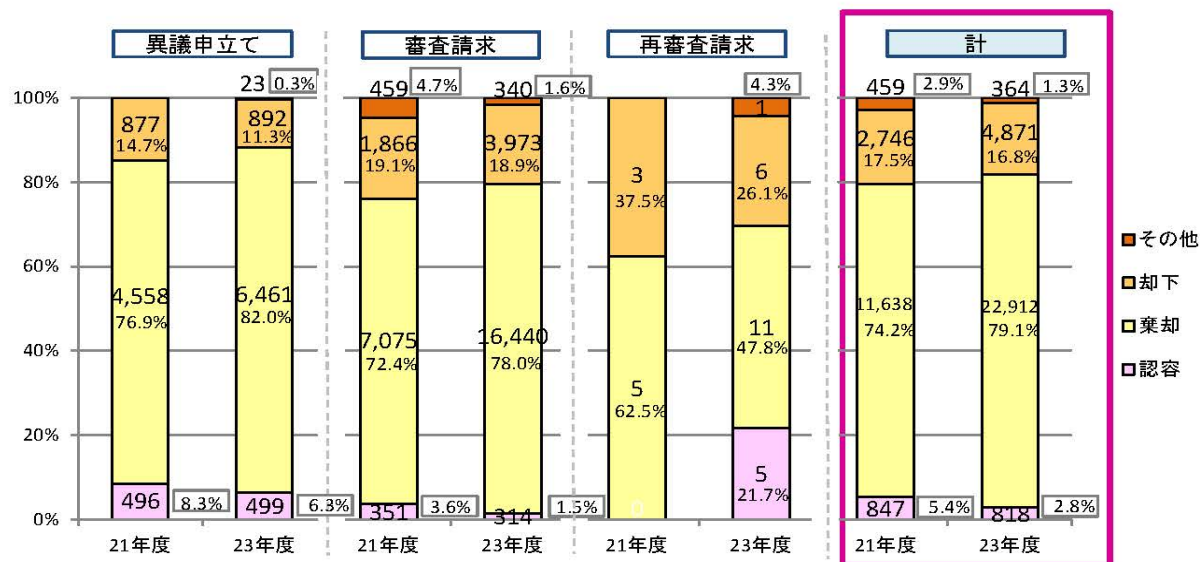
処理内容（国）



イ 地方公共団体

- ・ 前回調査（平成 21 年度）に比べると、今回調査（平成 23 年度）は、特定の団体において、平成 19 年に地方公務員のストに対して行われた処分に対する請求（約 12,000 件）について、平成 23 年度に棄却裁決が行われた影響で、棄却の割合が増加し、却下の割合が減少となっている（棄却：74.2%→79.1%、却下：17.5%→16.8%）。認容の割合については、前回調査に比べると 5.4%から 2.8%へと減少しており、平成 17 年度調査（5.8%）以降、おおむね減少傾向にある。

処理内容（地方公共団体）



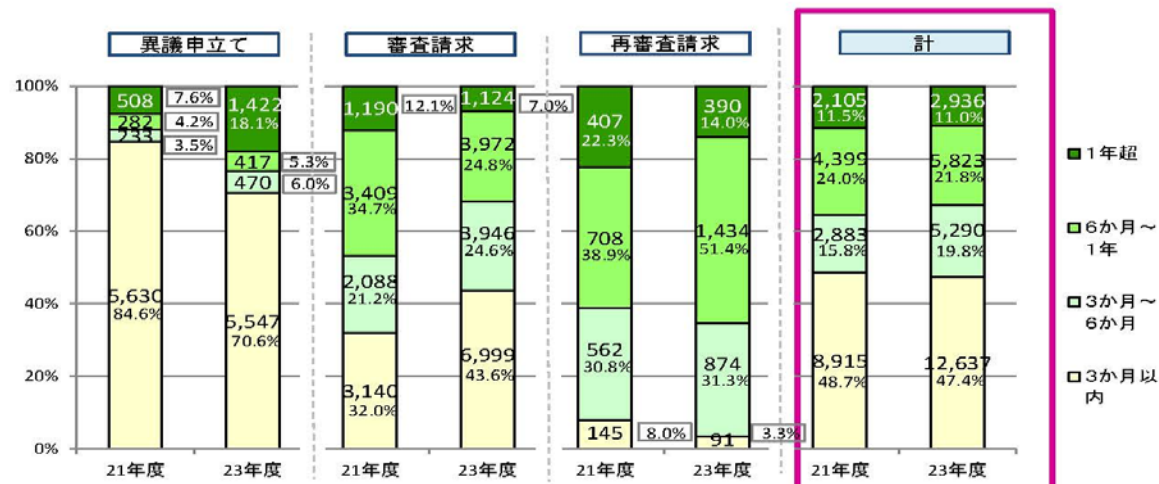
(2) 処理期間

ア 国

前回調査（平成 21 年度）に比べると、今回調査（平成 23 年度）は、

- ・ 処理期間 3 か月以内の不服申立ての割合は減少しており（48.7%→47.4%）、平成 17 年度調査（51.0%）以降、おおむね減少傾向にある。
- ・ 3 か月超の中では、処理期間 3 か月～6 か月のものの割合が増加している（15.8%→19.8%）。

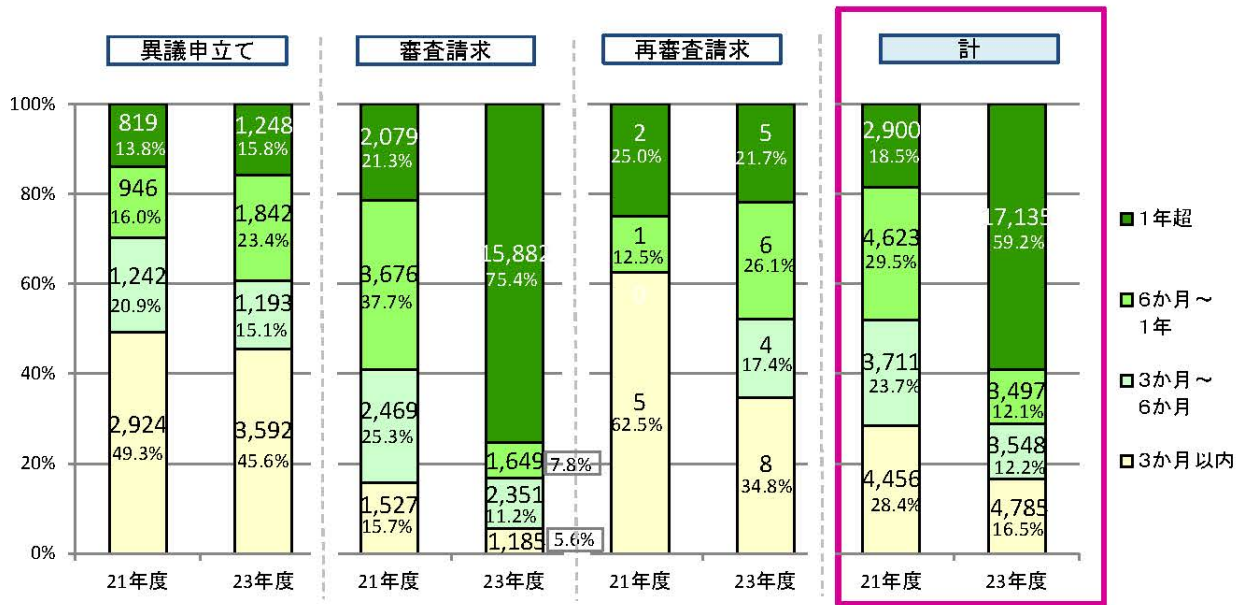
処理期間（国）



イ 地方公共団体

- ・ 前回調査（平成 21 年度）に比べると、今回調査（平成 23 年度）は、特定の団体において、平成 19 年に地方公務員のストに対して行われた処分に対する請求（約 12,000 件）について、平成 23 年度に棄却裁決が行われた影響等で、処理までに 1 年超を要したものの件数、割合が大幅に増加している（2,900 件、18.5%→17,135 件、59.2%）。3 か月以下のものも含め、1 年未満のもの割合はすべて減少となっている。

処理期間（地方公共団体）



(注 2) 処理件数には、前年度未処理案件で平成 23 年度に処理されたものが含まれており、平成 23 年度の申立て件数とは異なる。

(注 3) 認容の割合及び処理期間は、不服申立ての種類（根拠法律）及び内容（大量申立ての処理など）によって大きく異なるものであり、上記の数値は、各調査年度に処理された不服申立ての種類・内容を反映（例えば、不服申立ての種類別の構成が変化すれば、これに伴い認容の割合や処理期間も変化する。）したものであることに留意する必要がある。